

<p>したとき</p>	<p>信用金庫代理業である個人が死亡したとき</p>
<p>二 譲渡年月日</p>	<p>死亡年月日</p>
<p>二 譲渡契約書</p> <p>三 法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）</p> <p>四 信用金庫代理業の全部の譲渡をすることを決定した株主総会又は取締役会の議事録</p> <p>五 事業譲渡の手続を記載した書面</p>	<p>一 当該信用金庫代理業者である個人の除籍簿の謄本</p> <p>二 信用金庫代理業者である個人が死亡した後の措置を記載</p>

	<p>信用金庫代理業者である法人が 合併により消滅したとき</p>	<p>した書面（顧客情報管理の取 扱い等を含む。）</p>
<p>信用金庫代理業者である法人が 破産手続開始の決定により解散 したとき</p>	<p>一 合併の相手方の商号又は名称 二 合併年月日 三 合併の方法</p>	<p>一 理由書 二 合併契約書 三 法人の登記事項証明書 四 合併することを決定した株 主総会又は取締役会の議事録 五 合併の手続を記載した書面</p>
	<p>一 破産手続開始の申立てを行つ た年月日 二 破産手続開始の決定を受けた 年月日</p>	<p>一 裁判所が破産管財人を選定 したことを証する書面 二 破産手続開始の決定後の措 置を記載した書面（顧客情報 管理の取扱い等を含む。）</p>

<p>信用金庫代理業者である法人が 合併及び破産手続開始の決定以 外の理由により解散したとき</p>	<p>解散年月日</p>	<p>一 理由書</p> <p>二 清算人に係る登記事項証明 書（これに準ずるものを含む 。）</p> <p>三 清算人による解散後の措置 を記載した書面（顧客情報管 理の取扱い等を含む。）</p>
--	--------------	---

別紙様式第一号2(5)中「(5) 事務所の状況」を「(5) 事務所等の状況」に改め、同様式2(5)イを次のように改める。

イ. 事務所数

区	分	前	年	度	末	当	年	度	末
					店 (うち出張所) ()				店 (うち出張所) ()
					()				()
					()				()
					()				()
	合				計 ()				()
	店舗外現金自動設備								

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 適宜地域別等に区分して記載すること。

別紙様式第一号2(5)ロ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第一号2(5)に次のように加える。

ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

ニ. 当年度新規信用金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

	当年度末	前年度末
合計		

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

ヘ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開始・終了状況

信用金庫代理業者名	営業所又は事務所名	開始・終了年月日	所在地	備考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第五号2(5)中「(5) 事務所の状況」を「(5) 事務所別の状況」に改め、同様式2(5)イを次のように改める。

イ. 事務所数

区	分	前	年	度	未	当	年	度	未

	()	()
合 計	()	()
海 外 店 計	()	()
合 計	()	()
駐 在 員 事 務 所		

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 適宜地域別等に区分して記載すること。

別紙様式第五号2(5)ロ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分して記載すること。

3. 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
別紙様式第五号2(5)に次のように加える。

ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

ニ. 当年度新規信用金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

合 計			

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開始・終了状況

信用金庫 代理業者名	営業所又は 事務所名	開始・終了 年月日	所 在 地	備 考

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第九号2(5)中「(5) 事務所等の状況」を「(5) 事務所等の状況」に改め、同様式2(5)イを次のように改める。

イ. 事務所数

区分	前年度末	当年度末
	店(うち出張所) ()	店(うち出張所) ()
	()	()
	()	()
合計	()	()

海外店計	()	()
合 計	()	()
駐在買事務所		

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 適宜地域別等に区分して記載すること。

別紙様式第九号2(5)ロ記載上の注意を次のように改める。

(記載上の注意)

1. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
2. 開設、廃止に区分して記載すること。
3. 駐在買事務所については、欄外に注記すること。

別紙様式第九号2(5)に次のように加える。

ハ. 信用金庫代理業者数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

ニ. 当年度新規信用金庫代理業者

氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務

(記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた信用金庫代理業者について記載すること。

ホ. 信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移

当 年 度 末	前 年 度 末

合 計			

(記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

へ. 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開始・終了状況

信用金庫 代理業者名	営業所又は 事務所名	開始・終了 年月日	所 在 地	備 考

--	--	--	--	--

(記載上の注意)

開設、廃止に区分して記載すること。

別紙様式第十三号第1の5 IIを次のように改める。

II. 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名称	開始・終了 年月日	所在地	不動産の状況

--	--	--	--

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び貸借又は自己所有の別を記載すること。
3. 店舗外現金自動設備について、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開始・終了状況

信用金庫 代理業者名	営業所又は 事務所名	開始・終了 年月日	所在地

--	--	--	--

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者

信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

別紙様式第十四号第一の5-Iを次のように改める。

I. 事務所等

(1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名 称	開始・終了 年 月 日	所 在 地	不動産の状況

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び貸借又は自己所有の別を記載すること。
3. 店舗外現金自動設備について、その数を欄外に注記すること。

(2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開始・終了状況

信用金庫 代理業者名	営業所又は 事務所名	開始・終了 年月日	所在地

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者

信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

別紙様式第十五号第一の5-Iを次のように定める。

- I. 事務所等
- (1) 当年度の事務所の開設・廃止状況

名 称	開始・終了	所 在 地	不動産の状況

年月日			

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
 2. 「不動産の状況」欄には、土地、建物ごとに総面積及び貸借又は自己所有の別を記載すること。
 3. 店舗外現金自動設備について、その数を欄外に注記すること。
- (2) 当年度の信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所の開始・終了状況

信用金庫	営業所又は	開始・終了	所在地
代理業者名	事務所名	年月日	

(記載上の注意)

1. 当該年度の中途において廃止した事務所については、現有事務所を列記した後に記載すること。
2. 信用金庫代理業者及び信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所については、その数を欄外に次のとおり記載すること。

信用金庫代理業者 業者

信用金庫代理業者が信用金庫代理業を営む営業所又は事務所 店

別紙様式第十五号の次に次の四様式を加える。

別紙様式第十六号（第二十三条の四第六号及び第二十三条の二十九第一項関係）

（日本工業規格A4）

財産に関する調書（ 年 月 日現在）

年 月 日

主たる事務所

の所在地

名 称

氏 名

	価 額	摘 要
資 産		
現金・預金		
有価証券		
未収入金		
貸付金		
土地		
建物		
備品		
権利		
貸倒引当金	△	
その他		
計 (A)		
負 債		
借入金		
未払金		
前受金		
その他		
計 (B)		
(A) - (B)		

（記載上の注意）

- 1 この調書は、許可申請者が個人である場合にのみ、記入すること。
- 2 単位は、千円とすること。当該単位未満は切り捨てること。
- 3 資産及び負債の価額については、原則として、取得価格（取得価格のないものにあつては、取得時における適正な評価価格）に基づき算出した、申請日の前年の12月31日における残高を記載すること。
- 4 有価証券の価額については、当該有価証券に時価がある場合にあっては、上記3にかかわらず、この調書を作成する日（以下「算出日」という。）に公表されている最終価格に基づき算出した価額を記載すること。

5 土地及び建物の価額については、上記3にかかわらず、算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額を記載すること。

なお、借入金により取得した居住用（事業所を兼ねる場合を含む。）の土地又は建物にあつては、次により計算した額を土地、建物及び借入金の価額として記載すること。

「土地」又は「建物」の価額＝

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{取得時の自己資金}}{\text{取得時の借入金} + \text{取得時の自己資金}} \times \frac{\text{居住用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{居住用の土地又は建物の} \\ \text{+ 算出日の適正な評価価格} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}} \\ \text{に基づき算出した価額} \end{array}$$

$$\text{「借入金」の価額} = \text{算出日の借入金の価額} \times \frac{\text{事業用面積}}{\text{居住用面積} + \text{事業用面積}}$$

6 貸倒引当金の価額については、所得税法に基づく計上限度額を記載すること。

7 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

別紙様式第十七号（第二十三条の十関係）

20 cm 以上	30cm 以上
	信用金庫代理業者許可票 信用金庫代理業 許可番号 金融庁長官（ ） 第 号 （財務（支）局長） （信用金庫代理業者の商号、名称又は氏名） （所属信用金庫の名称）

（記載上の注意）

- 1 「所属信用金庫の名称」には、所属信用金庫（信用金庫法（以下「法」という。）第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。）の名称を記載すること。二以上の所属信用金庫があるときは、すべての所属信用金庫の名称を記載すること。
- 2 法第85条の3に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあつては、許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。
- 3 銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。以下「改正法」という。）附則第12条第1項の規定により改正法の施行日から起算して三月間、法第85条の2第1項の許可を受けず信用金庫代理業を行うことができる者にあつては、「信用金庫代理業者許可票」の文字を削り、許可番号に代えて、改正法附則第12条第1項の規定により法第85条の2第1項の許可を受けず信用金庫代理業を行う者である旨を表示すること。

信用金庫代理業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未滿は切り捨てること。

- 1 許可年月日及び許可番号
- 2 信用金庫代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

- 3 所属信用金庫等

所属信用金庫名	信用金庫代理業 再委託者名		信用金庫代理業の業務の内容
	委託契約 年月日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

- 1 「所属信用金庫名」欄は、当期末現在における所属信用金庫（信用金庫法（以下「法」という。）第85条の2第3項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
 - 2 「信用金庫代理業再委託者名」欄は、信用金庫代理業再委託者（法第89条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて信用金庫代理業を行うときに限り、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用金庫代理業の許可番号を記載すること。
 - 3 「信用金庫代理業の業務の内容」欄は、所属信用金庫のために行う信用金庫代理業の業務の内容を記載すること。
- 4 使用人の状況

	使用人
総 数	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 事務所の状況

名 称	所 在 地	所 属 信用金庫名	信用金庫代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫名」欄及び「信用金庫代理業の業務の内容」欄は、事務所において複数の所属信用金庫のために信用金庫代理業を営むときは、当該所属信用金庫ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 信用金庫名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合 計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属信用金庫ごとに記載すること。

②媒介

(単位：件)

所 属 信用金庫名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数
合 計								

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第 85 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属信用金庫ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 信用金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用金庫ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所 属 信用金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第 85 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属信用金庫ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。
- 3 「媒介金額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の () には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第 23 条の 7 第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 信用金庫名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

- 1 「代理」欄は、当期中における法第 85 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結

の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

- 2 「媒介」欄は、当期中における法第 85 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所 属 信用金庫名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属信用金庫（信用金庫代理業再受託者（法第 89 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。）にあつては、信用金庫代理業再委託者）から得た信用金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。

信用金庫代理業に関する報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

年 月 日

主たる営業所
又は事務所の
所在地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

（記載上の注意）

本表中に記載する金額及び件数は、この表中で指定された単位で記載し、当該単位未满是切り捨てること。

1 許可年月日及び許可番号

（記載上の注意）

信用金庫法（以下「法」という。）第 85 条の 3 に規定する金庫等が信用金庫代理業を行う場合にあっては、許可年月日及び許可番号に代えて、同条の規定により信用金庫代理業を行う者である旨を記載すること。

2 信用金庫代理業の概況

（記載上の注意）

直近の事業年度における信用金庫代理業の経過及び成果を記載すること。

3 所属信用金庫等

所属信用金庫名	信用金庫代理業 再委託者名		信用金庫代理業の業務の内容
	委託契約 年月日	再委託契 約年月日	

（記載上の注意）

- 「所属信用金庫名」欄は、当期末現在における所属信用金庫（法第 85 条の 2 第 3 項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）の名称を記載すること。
- 「信用金庫代理業再委託者名」欄は、信用金庫代理業再委託者（法第 89 条第 3 項において準用する銀行法第 52 条の 58 第 2 項に規定する信用金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けて信用金庫代理業を行うときに限り、当該信用金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び信用金庫代理業の許可番号を記載すること。
- 「信用金庫代理業の業務の内容」欄は、所属信用金庫のために行う信用金庫代理業の業務の内容を記載すること。

4 役員及び使用人の状況

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名	名	名	名

(記載上の注意)

- 1 本表は、当期末における信用金庫代理業に従事する役員及び使用人について記載すること。
- 2 「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

5 営業所又は事務所の状況

名称	所在地	使用人	所属信用金庫名	信用金庫代理業の業務の内容

(記載上の注意)

- 1 「所属信用金庫名」欄及び「信用金庫代理業の業務の内容」欄は、営業所又は事務所において複数の所属信用金庫のために信用金庫代理業を営むときは、当該所属信用金庫ごとに記載すること。
- 2 適宜地区別に区分して記載すること。

6 信用金庫代理業の実施状況

(1) 預金関係

①代理

(単位：千円、件)

所属信用金庫名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高	口座数	残高
合計								

(記載上の注意)

当期末における預金の口座数及び残高を所属信用金庫ごとに記載すること。

②代理

(単位：件)

所属信用金庫名	流動性預金		うち当座預金		定期性預金		合計 (その他を含む。)	
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数	

合 計				
-----	--	--	--	--

(記載上の注意)

「件数」欄は、法第 89 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を所属信用金庫ごとに記載すること。

(2) 貸出金関係

①代理

(単位：千円、件)

所 属 信用金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	残高	件数	残高	件数	残高
合 計						

(記載上の注意)

当期末における貸出金の件数及び残高の合計額を所属信用金庫ごとに記載すること。

②媒介

(単位：千円、件)

所 属 信用金庫名	消費者向け貸出金		事業者向け貸出金		合 計	
	件数	媒介額	件数	媒介額	件数	媒介額
			()	()		
			()	()		
合 計			()	()		

(記載上の注意)

- 1 当期中における法第 85 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた件数及び媒介額を所属信用金庫ごとに記載すること。
- 2 「件数」欄は、媒介行為を行つたもののうち、当期中に契約の締結に至つた件数を記載すること。
- 3 「媒介金額」欄は、当期中に契約の締結に至つたものの契約時の貸付けの金額を記載すること。
- 4 「件数」及び「媒介額」欄の () には、規格化された貸付商品（信用金庫法施行規則第 23 条の 7 第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。

(3) 為替取引関係

(単位：件)

所 属 信用金庫名	代 理	媒 介
合 計		

(記載上の注意)

1 「代理」欄は、当期中における法第85条の2第2項第3号に規定する契約の締結の代理行為を行つた契約件数を記載すること。

2 「媒介」欄は、当期中における法第85条の2第2項第3号に規定する契約の締結の媒介行為を行つた契約件数を記載すること。

(4) 手数料の状況 (単位：千円)

所 属 信用金庫名	手数料
合 計	

(記載上の注意)

「手数料」欄は、当期中に所属信用金庫（信用金庫代理業再受託者（法第89条第3項において準用する銀行法第52条の58第2項に規定する信用金庫代理業再受託者をいう。）にあつては、信用金庫代理業再委託者）から得た信用金庫代理業に係る手数料の金額を記載すること。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「若しくは代理店」を「代理店若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法(昭和二十二年法律第八十三号)第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所」に改める。

第二十五条第二項第一号中「(昭和五十六年法律第五十九号)」を削る。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次の一号を加える。

六 他の業務を通じて得られた法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。第二十九条の二第一項第七号において同じ。）を利用して助言を行うこと。

第二十六条の九第三号を削る。

第二十九条の二第一項に次の一号を加える。

七 他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して投資を行うこと。

第三十条の七第三号を削る

（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第八条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「第四十六条第三項」を「第四十三条第三項及び第四十六条第三項」に改め、「法律第百八十七号」の下に「第十六条第三項及び」を加え、「第九十四条第一項及び」を「第九十四条第一項並びに」に、「及び第五十二条の十六第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む）」を「第四十七条第二項において適用する第二十五条第三項、第五十二条の八第二項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）」、「第五十二条の三十二第三項（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）」、「第五十二条の五十四第二項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法（昭和二十二年法第百三十二号）第九十二条の四第一項、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百一十一条の四第一項並びに農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の四第一項において準用する場合並びに農業協同組合法第九十二条の三第二項、水産業協同組合法第二百一十一条の三第二項及び農林中央金庫法第九十五条の三第二項において適用する場合を含む。）」並びに銀行法第五十二条の六十一第二項において適用する第五十二条の五十四第二項（同法第四十七条第二項、長期信用銀行法第十七

条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する場合を含む。」に改め、同条の次に次の二号を加える。

一の二 農林中央金庫法第八十四条第三項

一の三 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第三十八条第二項

第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の十七第二項において準用する同法第二十三条の二第二項

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正

）
第九条 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成

五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第五号を同条第十号とし、同条第二号から第四号までを五号ずつ繰り下げ、同条第一号口か

らへまでを削り、同号ト中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第二号」に改め、同号トを同号ロとし、同号を同条第六号とし、同号の前に次の五号を加える。

一 法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（法第九条の九第五項の規定により同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集取り扱いに関する事項

二 法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三 法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項

四 法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

五 法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとするときを含む。）に関する事項

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号から第五号までを削り、同項第六号中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第七号中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号から第五号までを削り、同項第六号中「前項第六号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第七号中「前項第七号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二条中「第三条第一項第八号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第四号を同条第九号とし、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号中「規定による」の下に「信用協同組合等、」を、「代理」の下に「若しくは媒介」を加え、同号を同条第七号とし、同条第一号口からへまでを削り、同号ト中「第三条第一項第七号」を「第三条第一項第二号」に改め、同号トを同号ロとし、同号を同条第六号とし、同条第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第九号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）のうち同号に規定する募集の取扱いに関する事項

二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（同法第九条の九第五項の規定により行う同法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）に関する事項

三 中小企業等協同組合法第九条の八第七項の規定により同項に規定する事業を行おうとする場合（同法第九条の九第五項の規定により同項第二号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）において、不特定かつ多数の者を相手方とするこれらの事業に関する事項

四 中小企業等協同組合法第九条の八第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第三号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項

五 中小企業等協同組合法第九条の八第九項の規定により同項に規定する事業（同法第九条の九第五項の規定により同項第四号に掲げる事業を行おうとする場合を含む。）に関する事項

第三条の二十第十項第一号中「第二項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項第二号中「第二項第三十

八号」を「第五項第三十八号」に、「第四項第二号及び第五項第二号」を「第六項第二号、第七項第二号及び第八項第二号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に、「第四項第三号及び第五項第三号」を「第六項第三号、第七項第三号及び第八項第三号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「第二項第三十五号」を「第五項第三十五号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第二項第二十四号」を「第五項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項第一号中「第二項第十九号」を「第五項第十九号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「第五項第三十九号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を削り、同条第二項第一号を次のように改める。

一 信用協同組合等の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

第三条の二第二項第一号の三中「第三号」の下に「及び第十三号」を加え、同号を同項第一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

第三条の二第二項第一号の二を第一号の四とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会を含む。）の業務（第一号の四に掲げる業務を除く。）代理又は媒介

一の三 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（次号に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（次号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

第三条の二第二項第二号中「行うもの」の下に「（第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。）

」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同条第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四条の二第一項第一号又は第四条の四第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該信用協同組合等の信用協同組合集団（当該信用協同組合等及びその子会社の集団（信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行（当該信用協同組合連合会の子会社のうち、法第四条の四第一項第一号に掲げる会社をいう。次項において同じ。）及び当該信用協同組合連合会の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）

二 当該信用協同組合等又は当該信用協同組合等の信組集団及び次に掲げる者

イ 信組等

ロ 信組等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に

定めるところによる。

一 信組等 次に掲げる者

イ 信用協同組合等（信用協同組合連合会にあつては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行を含む。）

ロ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第四条の二第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ 信用金庫又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ニ 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七

条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

二 信組等集団 前号に規定する信組等及びその子会社の集団又は当該信組等の子銀行（当該信組等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該信組等の子銀行以外の子会社の集団

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

3 銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信組等の子会社について準用する。

第三条の四第一項第三号中「法第六条第一項」の下に「及び第六条の五第一項」を加え、「昭和五十六年法律第五十九号。」を「第十五条の十四第四号及び第十五条の二十第二項を除き、」に改める。

第三条の五に次の一号を加える。

十一 信用協同組合等又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

第三条の五に次の二項を加える。

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することと

なつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした信用協同組合等が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第三条の八第一項第一号中「第三条の二第二項各号」を「第三条の二第四項各号」に、「又はその子会社」を「、その子会社又は第三条の二第一項各号に掲げる者」に改め、同項第二号中「第三条の二第二項各号」を「第三条の二第五項各号」に、「第三条の二第二項各号」に改め、同条第二項第四号中「第三条の二第二項各号」を「第三条の二第五項各号」に、「第三条の二第二項第三十五号」を「第三条の二第五項第三十五号」に改め、同条第六項中「第三条の二第二項第十二号」を「第三条の二第五項第十二号」に改め、同条第七項中「第三条の二第一項各号」を「第三条の二第四項各号」に、「又はその子会社」を「、その子会社又は第三条の二第一項各号に掲げる者」に改

め、同項第一号から第四号までの規定中「第三条の二第一項各号及び第二項各号」を「第三条の二第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第五号中「第三条の二第七項」を「第三条の二第九項」に、「同条第一項各号及び第二項各号」を「同条第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第六号中「第三条の二第八項」を「第三条の二第十項」に、「同条第一項各号及び第二項各号」を「同条第四項各号及び第五項各号」に改め、同項第七号中「第三条の二第九項」を「第三条の二第十一項」に、「同条第一項各号及び第二項各号」を「同条第四項各号及び第五項各号」に改める。

第五条の六の三を削る。

第五条の九の三の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条中「預金」を「預金又は資金の貸付けの業務」を、「別に定める者」の下に「（資金の貸付け（信用協同組合等が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）」を加える。

第五条の九の六の次に次の一条を加える。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第五条の九の七 信用協同組合等は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置
- 四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置
- 五 信用協同組合等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第五条の十中「リスクの説明」の下に「並びに犯罪を防止するための措置」を加え、「以下この条にお

いて」を「以下」に改める。

第六条の七第一項第一号中「信用協同組合等がその議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等」を「他の法人等」に改め、「同じ。」の下に「の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等」を加え、同項第二号中「信用協同組合等がその」を「他の法人等の」に改め、同号イからホまでの規定中「当該信用協同組合等」を「当該法人等」に改め、同項第三号中「当該信用協同組合等が自己の計算において所有」を「当該法人等が自己の計算において所有」に、「当該信用協同組合等」を「当該法人等」に改め、同条第三項中「譲渡した法人等」を「譲渡した法人等（以下この項において「出資者等」という。）」に、「令第三条の二第一項第一号に規定する信用協同組合等」を「出資者等」に改める。

第六条の十一の次に次の二条を加える。

（顧客の保護に欠けるおそれのないもの）

第六条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、信用協同組合等が不当に取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信

用の供与を約する行為ではないものとする。

(信用協同組合等の業務に係る禁止行為)

第六条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）

三 顧客に対し、信用協同組合等としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

第七条第二項第二号中「(代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第八条第一項中「(代理店の事務所を含む。)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 信用協同組合等は、その事務所が次のいずれにも該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、